

大通達甲（警務）第16号
大通達甲（会計）第12号
大通達甲（情管）第14号
令和5年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準の制定について（通達）

機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準については、「機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準の制定について」（平成29年3月31日付け大通達甲（広報）第3号、（会計）第3号、（情管）第5号）により実施してきたところであるが、この度、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、別添のとおり「機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務を委託する場合は、この基準を踏まえて契約の締結を行うこととされたい。

また、今後とも委託先から機密情報及び個人情報の漏えい事案等が発生することのないよう、適切な委託先を選定するとともに、委託先に対する監督を十分に行われたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（警務課情報係）
（会計課出納係）
（情報管理課企画・指導係）

別添

機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託基準

1 趣旨

この基準は、大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程（令和5年大分県公安委員会規程第1号）第12条、大分県警察における個人情報の管理に関する規程（令和5年大分県警察本部訓令第20号）第25条及び情報セキュリティに関する対策基準（令和4年12月12日付け大通達甲（情管）第28号別添）第4の1の規定により、機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務を委託する場合において、契約で明らかにしておく機密保持及び個人情報の保護に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、機密情報及び個人情報の取扱いを伴う事務又は業務の全部又は一部を委託する契約の全てをいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳、アンケート調査等の契約及び公の施設の管理運営委託等の契約を含むものとする。ただし、個人情報の取扱いにおいては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により県警察の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は、対象としない。

3 位置付け

- (1) 委託契約の内容は、当該委託業務の性質により、あるいは取り扱う機密情報及び個人情報に委託者（県警察）が保有するものか受託者が保有するものかにより、かなり異なるものになることが予想される。また、各所属で行っている事務は多種多様であり、一律に機密情報及び個人情報の保護のための措置を定めることは難しいことから、その措置に当たっては、契約書への記載例（別添1。以下「記載例」という。）を基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものは削るなどして、機密情報及び個人情報の保護のための措置を講じるものとする。

なお、契約の内容によっては、契約金額が少額等のため、契約書等の作成を省略するようなものもあるが、個人情報保護の観点から措置が必要と考えられる場合は、契約書等を作成し、基準に準じた措置を講じるものとする。

- (2) 機密情報及び個人情報の取扱いを伴う業務の委託に係る契約に当たっては、契約書に受託者が機密保持及び個人情報保護に関する特記事項（別添2。以下「特記事項」という。）を守るべき旨（記載例の1及び2を参照）を記載するものとする。ただし、契約書中に特記事項に示す事項を記載することを妨げない。
- (3) 契約書によらず委託するときは、受託者に特記事項を契約事項として交付するものとする。

4 委託に当たっての留意事項

委託を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴する前に契約内容に特記事項があることを相手先に周知すること。
- (3) 委託した業務の内容により、個人情報の利用目的、利用範囲等を明確にし、受託者

において目的外利用が生じないようにすること。

- (4) 委託した業務を行わせるために委託先に提供する機密情報及び個人情報、委託業務の目的達成に必要な範囲内のものとする。この場合において、個人情報については、可能な限り、事前に個人が識別できないようにコード化するなどの措置を講じること。

- (5) 契約締結時においては、受託者に対して、機密情報及び個人情報の保護のための措置について十分説明し、理解させること。

また、委託業務において機密情報や特定個人情報を取り扱う場合の再委託については、最初の委託者（県警察）の許可を得ること等を義務付けており、受託者が講ずべき機密情報及び個人情報の保護のための措置が、再委託等の相手方においても同様に講じられるよう、その措置の内容を十分確認するとともに、再委託等の相手方に対して、機密情報及び個人情報の保護のために必要な留意事項を説明し、理解させること。

なお、再委託等については、機密情報及び個人情報を取り扱う者が増えて漏えい等の危険性が高まること、機密情報及び個人情報の保護について県警察や受託者の監督が及びにくくなることなどから、やむを得ない場合に限り認められるものであることに留意すること。

- (6) 再委託の禁止や制限、業務不履行等に係る契約不適合による損害賠償請求並びに特記事項への違反を含む契約違反があった際の契約の解除及びそれに伴う損害賠償や補償請求については、通常、本契約において盛り込むべきものである。

なお、機密情報及び個人情報並びにその他厳しく正確性や可用性を求めなければならない情報を取り扱う業務の委託契約時に定めるべき事項のうち、再委託の制限、契約解除及び損害賠償については、記載例の3及び4のとおりである。

- (7) 機密情報や特定個人情報を取り扱う業務の委託に際しては、プライバシーマークやI SMS（JISQ27001(ISO/IEC27001)）の認証取得の有無、過去の実績等により判断することを徹底すること。

また、大分県公安委員会における個人情報の管理に関する規程第12条第1項及び大分県警察における個人情報の管理に関する規程第25条第1項の「必要な措置」としては、入札参加資格に「個人情報を安全管理する能力」として、「プライバシーマークの付与を認定された者であること又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築・維持している者であること」、「委託業務を遂行する組織において、JISQ27001(ISO/IEC27001)等の認証を取得した者であること」等を条件とすることが考えられる。

5 契約に当たっての留意事項

契約を締結するに当たっては、委託業務従事者等が、個人情報を正当な理由がないのに提供又は不正に提供した場合などには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により次の処罰の適用があることを周知すること。

- (1) 個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、正当な理由がないのに提供した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- (2) 委託業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (3) 個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、委託業務に関して取り扱った個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合は、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
- (4) (3)の者が、委託業務に関して知り得た個人番号を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科

6 委託後に講じる措置

機密情報及び個人情報の保護のための措置が的確に履行されるよう、受託者からの情報セキュリティ点検の結果報告、必要に応じた立入調査、個人情報の廃棄・消去に際しての立会い等により、これらの情報の管理の状況を確認すること。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

契約書への記載例

1 (機密保持)

第〇条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

本条は、機密資料の取扱いに関する条項であり、第1項で機密情報を定義している。通常、「業務の履行上知り得た甲の秘密については・・・」とすることが多く、軽易な業務においては十分に受託者への牽制となるところであるが、厳格に守秘義務を相手方に守らせなければならない場合で、万が一、相手方の重大な過失又は故意から漏えい等の事故があった際には損害賠償を求めるところまで予定する場合には、提供する側が秘密情報であることを明示することが必要である（参考：平成12年7月25日大阪地裁判決、同年9月28日東京地裁判決等）。

2 (個人情報保護)

第〇条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

本条は、県警察が保有する個人情報の保護対策の一貫性を確保するため、県警察から個人情報（個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（個人情報の保護に関する法律第2条第1項。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。））の取扱いを伴う業務の委託を受けたものに対して、県警察と同様の適正な取扱いのための措置を講ずることを明記したものであり、その内容は、個人情報の秘密の保持、契約目的以外の利用又は第三者への提供の禁止、適正かつ適法な方法による目的達成範囲内での収集、複写・複製の禁止、個人情報の安全管理及び必要がある場合の職員の立入調査、資料等の返却及び破棄、従事者への周知、事故発生時の報告義務など個人情報の適正な取扱いのために必要とされる全ての措置にわたるものである。

個人情報保護に関する法令（条例を含む。）の制定・改正が行われた場合には、それらとの整合性に注意する必要がある。

3 (再委託の制限)

- 第〇条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においては、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合、乙は再委託先（再委託先が乙の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、乙及び再委託先が甲に対して再委託先による機密情報及び個人情報の取り扱いに関する責任を負うものとする。
- 3 前2項の規定は、甲の承諾を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

本条は、県警察が行う業務委託は公共性が高く、また住民の個人情報等が関わる事例が多いため、原則として再委託を禁止したものである。しかし、委託した業務が複雑かつ高度なものの場合、その全部又は一部を再委託する必要が生じることも予想される（随意契約を除く。）。この際、受託者が無断で隠れて行うことがあれば、県警察の機密情報等や住民の個人情報に接する者が把握できないところで拡大してしまうなど、リスクの増大が懸念されることから、事前に県警察が承諾することを条件としてこれを可能としている。

県警察は、受託者に再委託を認める場合、再委託先を選定するのに先立ち、再委託を行う業務の範囲、再委託先の名称、所在地及び経営状況等、その概要を知るために必要な説明を受け、十分な情報管理能力を備えることを確認しなければならない。

また、再委託を行う場合、受託者がこの契約に基づく一切の義務を再委託先に遵守させるとともに、県警察に対して、再委託先による機密情報及び個人情報の取り扱いに関する責任を乙が負うこと及び再委託先にも直接県警察に対して責任を負うことを約束させなければならない。

4 (契約解除及び損害賠償)

- 第〇条 甲は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- 一 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 乙は、前項第1号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。
- 3 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

本条は、受託者により県警察の機密情報や個人情報が漏えいされた場合や契約義務違反に伴い目的達成が不可能となった場合に、県警察による契約解除を認め、また、仕様に基づく納品をできなかった場合に行う契約不適合による損害賠償請求とは別に、仕様に定める以外の契約義務違反による損害が県警察又は第三者に発生し、その原因につき受託者の故意又は過失が認定された場合には、県警察に対し金銭的な損害賠償責任を負担するとしたものである。

この場合、損害額は契約額にかかわらず莫大なものとなることが想定されるため、事前に上限を定めることは受託者の責任の大きさを明確にするためにも妥当ではない。しかし、実際の請求に当たっては、一概に受託者の責任を責めるのではなく、故意又は過失の程度やその他の事情を考慮して、十分な協議が望まれるところである。

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの）及び個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

※注 乙が甲から提供される機密情報・個人情報以外に機密情報・個人情報を取得しない場合、この規定は不要となる。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を

作業場所から持ち出してはならない。

- 6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密情報・個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。
- 8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
 - (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
 - (3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置
 - イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
 - ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置
 - (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講ずること。
 - (6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

（返却及び廃棄）

第7条 甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（責任体制の整備）

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。
(派遣労働者)

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨にのっとり、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。
ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。

注1 「甲」は委託者、「乙」は受託者をいう。

2 本特記事項は、委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略して差し支えないものとする。